

会津若松地方広域市町村圏整備組合有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業に係る要求水準書

新旧対照表（平成 29 年 10 月 6 日修正）

○要求水準書【設計・建設業務編】

No.	頁	項目名	旧（入札公告時）	新（平成 29 年 10 月 6 日修正）
1	－	【添付資料】	添付資料 45-1 要求水準書【設計・建設業務編】 添付資料 45-2 要求水準書【運転管理業務編】	添付資料 45-1 要求水準書【設計・建設業務編】 添付資料 45-2 要求水準書【運転管理業務編】 <u>添付資料 46 都市計画図</u>
2	4	第 1 章 第 2 節 5. 1) 水処理、資源化設備（ケース 1：高負荷膜）（1）	受入貯留設備	受入・貯留設備
3	4	第 1 章 第 2 節 5. 1) (2) 主処理設備	前凝集分離後のし尿及び浄化槽汚泥を、生物学的脱窒素法により処理し、処理水として定常的に所定の処理水質（BOD 20 mg/L 以下、SS 70 mg/L 以下）を確保できる設備とする。	<u>除渣</u> 後のし尿及び浄化槽汚泥を、生物学的脱窒素法により処理し、処理水として定常的に所定の処理水質（BOD 20 mg/L 以下、SS 70 mg/L 以下）を確保できる設備とする。
4	5	第 1 章 第 2 節 5. 2) (2) 前凝集分離設備	前凝集後のし尿及び浄化槽汚泥を次工程で脱水又は濃縮するために、凝集分離を行う設備とする。	<u>除渣</u> 後のし尿及び浄化槽汚泥を次工程で脱水又は濃縮するために、凝集分離を行う設備とする。
5	5	第 1 章 第 2 節 5. 2) (4) 主処理設備	除渣後のし尿及び浄化槽汚泥を、生物学的脱窒素法により処理し、処理水として定常的に所定の処理水質（BOD 20 mg/L 以下、SS 70 mg/L 以下）を確保できる設備とする。	<u>前凝集分離</u> 後のし尿及び浄化槽汚泥を、生物学的脱窒素法により処理し、処理水として定常的に所定の処理水質（BOD 20 mg/L 以下、SS 70 mg/L 以下）を確保できる設備とする。

No.	頁	項目名	旧（入札公告時）	新（平成 29 年 10 月 6 日修正）
6	5	第 1 章 第 2 節 5. 5) 共通設備 (1)	土木建築設備	土木・建築設備
7	6	第 1 章 第 2 節 6. 4) 敷地周辺 設備 (1)	受電：近接の電力会社配電柱から架空で引き込むこと。	受電：近接の電力会社配電柱から <u>構内新設第 1 柱まで</u> 架空で引き込むこと。
8	7	第 1 章 第 3 節 3. 変更 2)	本要求水準書に示された性能等（土木建築、機械配管、電気計装等各工事の全て）を下まわらない限度において、	本要求水準書に示された性能等（土木・建築 <u>設備</u> 、機械・ <u>配管設備</u> 、電気・計装 <u>設備等</u> ） <u>の</u> 各工事の全て）を下まわらない限度において、
9	8	第 1 章 第 4 節 1. 試運転 4)	試運転は現場の状況等を勘案したうえで、受注者が本組合とあらかじめ協議のうえ作成した実施要領書に基づき、本事業の工事受注者及び運転管理業務受注者の両者で行い、	試運転は現場の状況等を勘案したうえで、受注者が本組合とあらかじめ協議のうえ作成した実施要領書に基づき、本事業の工事受注者及び <u>運営事業者（運転管理業務受注者をいう。）</u> の両者で行い、
10	9	第 1 章 第 4 節 2. 運転指導 1)	受注者は運転管理業務受注者に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転、管理及び取扱いについて、教育指導計画書に基づき必要にして十分な運転習熟訓練を行う。また、受注者と運転管理業務受注者の協議により受注者が運転習熟訓練計画書を作成し本組合の承諾を受けること。	受注者は <u>運営事業者</u> に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転、管理及び取扱いについて、教育指導計画書に基づき必要にして十分な運転習熟訓練を行う。また、 <u>（削除）</u> 受注者と <u>運営事業者</u> の協議により受注者が運転習熟訓練計画書を作成し本組合の承諾を受けること。
11	10	第 1 章 第 6 節 3. 1) 性能試験 条件	性能試験時における装置の始動、停止等の運転はできるだけ運転管理業務受注者が実施し、	性能試験時における装置の始動、停止等の運転はできるだけ <u>運営事業者</u> が実施し、

No.	頁	項目名	旧（入札公告時）	新（平成 29 年 10 月 6 日修正）
12	10	第 1 章 第 6 節 3. 2) 性能試験方法	性能保証事項に関する性能試験方法（分析方法、測定方法及び試験方法）は、それぞれの項目ごとに関係関連法令、基準、規格等に準拠して行うこと	性能保証事項に関する性能試験方法（分析方法、測定方法及び試験方法）は、それぞれの項目ごとに関係 <u>（削除）</u> 法令、基準、規格等に準拠して行うこと
13	11	第 1 章 第 7 節 1. 1-1 設計のかし担保 1)	この期間内に発生した設計のかしは、設計図書に記載した施設の性能及び機能、主要装置の耐用に対して、全て受注者の責任において改善・補修すること。	この期間内に発生した設計のかしは、設計図書に記載した施設の性能及び機能 <u>並びに</u> 主要装置の耐用に対して、全て受注者の責任において改善・補修すること。
14	14	第 1 章 第 9 節 1. 1) 施設概要説明書（5）	施設の性能（処理能力、公害防止基準等）	施設の性能（処理能力、 <u>環境保全</u> 基準等）
15	15	第 1 章 第 9 節 1. 3) 設計仕様書	本要求水準書からの変更提案箇所と提案理由を一覧表で示すこと。	<u>要求水準書に、提案内容を反映した形式とすること。</u>
16	17	第 1 章 第 9 節 3. 2) 施工図（1）	土木建築工事	土木・ <u>建築設備</u> 工事
17	17	第 1 章 第 9 節 3. 2) 施工図（2）	機械・配管工事	機械・配管 <u>設備</u> 工事
18	18	第 1 章 第 9 節 3. 2) 施工図（3）	電気計装工事	電気・ <u>計装設備</u> 工事

No.	頁	項目名	旧（入札公告時）	新（平成 29 年 10 月 6 日修正）
19	18	第 1 章 第 9 節 3. 3) 総合施工 計画書	なお、共通事項以外は、各種工事（土木建築工事、機械配管工事、電気計装工事等）別に、施工要領書を作成すること。	なお、共通事項以外は、各種工事（土木・建築 <u>設備</u> 工事、機械・配管 <u>設備</u> 工事、電気・計装 <u>設備</u> 工事等）別に、施工要領書を作成すること。
20	21	第 1 章 第 1 0 節 正式引渡し	「第 3 章 第 6 節 施設の性能」及び「第 2 章 第 7 節 汚泥等の処理及び資源化物の性状等」が確認され、	「第 <u>2</u> 章 第 6 節 施設の性能」及び「第 2 章 第 7 節 汚泥等の処理及び資源化物の性状等」が確認され、
21	21	第 1 章 第 1 1 節 1. 関係法令等の遵守 5)	公共工事の品質確保の保証に関する法律	公共工事の品質確保の <u>促進</u> に関する法律
22	21	第 1 章 第 1 1 節 1. 関係法令等の遵守 18)	福島県公害防止条例・同施行規則	福島県 <u>生活環境の保全等に関する</u> 条例・同施行規則
23	22	第 1 章 第 1 1 節 1. 関係法令等の遵守 25)	土木学会コンクリート標準仕方書	土木学会コンクリート標準 <u>示</u> 方書
24	22	第 1 章 第 1 1 節 1. 関係法令等の遵守 29)	建設工事資材再資源化法	建設工事 <u>に係る</u> 資材の <u>再資源化等に関する法律</u>
25	22	第 1 章 第 1 1 節 1. 関係法令等の遵守 35)	福島県土木工事設計要領	福島県土木 <u>設計マニュアル</u>

No.	頁	項目名	旧（入札公告時）	新（平成 29 年 10 月 6 日修正）
26	22	第 1 章 第 1 1 節 1. 関係法令等の遵守 46)	電気設備技術基準	電気設備に関する技術基準を定める省令
27	26	第 2 章 第 5 節 処理対象物の性状（備考）	単独処理浄化槽汚泥、合併処理浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥とも、上記性状にて計画する。	単独処理浄化槽汚泥、合併処理浄化槽汚泥、農業集落排水処理汚泥とも、上記性状にて計画する。
28	31	第 2 章 第 8 節 2. 水処理・資源化工程（ケース 2:浄化対応） 1)	受入・貯留工程、主処理工程、資源化工程	受入・貯留工程、前凝集分離工程、主処理工程、資源化工程
29	32	第 2 章 第 1 0 節 1. 作業上の配慮事項 3)	また、受入貯留設備の槽及び点検口は防臭型ウジ返し付とすること。	また、受入・貯留設備の槽及び点検口は防臭型ウジ返し付とすること。
30	45	第 4 章 第 1 節 2. 2-3 4) その他 ①	沈砂運搬運搬業務は受注者の業務範囲につき、	沈砂運搬（削除）業務は受注者の業務範囲につき、
31	49	第 4 章 第 1 節 4. 4-1 細砂原水タンク	除渣後のし尿及び浄化槽汚泥を一時受入れ、細砂除去設備へ移送するために設ける	除渣後のし尿及び浄化槽汚泥を一時的に受入れ、細砂除去設備へ移送するために設ける
32	61	第 4 章 第 2 節 8. 8-3 6) 構造等 ②	動運転及び間欠運転ができるものとする。	自動運転及び間欠運転ができるものとする。

No.	頁	項目名	旧（入札公告時）	新（平成 29 年 10 月 6 日修正）
33	62	第 4 章 第 2 節 8. 8-4 7) 構造等 ⑤	ユニット毎に定流量を送風できること。	ユニット <u>ごと</u> に定流量を送風できること。
34	68	第 4 章 第 3 節 1. 1-8-5 凝集 助材溶解貯留装 置（〔アニオン系 ポリマー等〕）	高分子凝集剤について、紛体の場合の装置仕様を示す。	高分子凝集剤について、紛体の場合の装置 <u>の</u> 仕様を示す。
35	71	第 4 章 第 3 節 2. 2-1 5) 構造等 ①	槽内は防水防食施工のこと。	槽内は防水・防食施工のこと。
36	100	第 6 章 4. 4-2 7) 付属機器	③換頻度 〔 12 ヶ月 〕以上とすること。	<u>（削除）</u>
37	102	第 7 章 1. 1-1-1 3) 準拠図 書	日本水道協会「水道施設設計指針」（日本水道協会）	日本水道協会「水道施設設計指針」 <u>（削除）</u>
38	104	第 7 章 2. 2-1 7) 構造等 ⑤	受水タンクの設置曜日は、関係法令等に基づき提案すること。	受水タンクの設置 <u>の有無</u> は、関係法令等に基づき提案すること。

No.	頁	項目名	旧（入札公告時）	新（平成 29 年 10 月 6 日修正）
39	111	第 8 章 第 1 節 1. 1-5-2 管理部 9)	書庫は造り付け棚を設け、耐火構造仕様とすること。	<u>本組合用</u> 書庫は造り付け棚を設け、耐火構造仕様とすること。
40	113	第 8 章 第 1 節 2. 2-3 土工事 2)	なお、掘削度は土壌汚染対策法上の有害物質が含まれていないと 考えているが、	なお、掘削 <u>土</u> は土壌汚染対策法上の有害物質が含まれていない と考えているが、
41	115	第 8 章 第 1 節 2. 2-8 3) 防食工 事 (6)	原則として、コンクリート防食賠償責任保険（日本コンクリート 防食協会）に加入すること。	<u>必要に応じて</u> 、コンクリート防食賠償責任保険（日本コンクリ ート防食協会）に加入すること。
42	116	第 8 章 第 1 節 2. 2-9 3) その他 (1)	（機械、配管、建築、設備及び電気工事等共通事項）	（機械、配管、建築、 <u>（削除）</u> 電気 <u>設備</u> 工事等共通事項）
43	121	第 8 章 第 1 節 3. 3-6 衛生設 備 2)	管理部便所は、1 階と 2 階は同構成とし、多機能トイレ、男子用 〔洋大 2、小 3、手洗い 2〕、女子用〔洋大 2、手洗い 2〕を 各階に設けることを基本とする。また、他の階については、使用 人数や見学者動線を考慮して提案すること。	管理部便所は、 <u>1 階に多機能トイレを設置し</u> 、男子用〔洋大 2、 小 3、手洗い 2〕、女子用〔洋大 2、手洗い 2〕を各階に設け ることを基本とする。また、他の階については、使用人数や見 学者動線を考慮して提案すること。
44	127	第 8 章 第 2 節 7. 弁類	弁類の型式、材質は流体に応じた適切なものとし、特に留意すべ き弁類は以下のものを標準とすること。	弁類の型式 <u>及び</u> 材質は流体に応じた適切なものとし、特に留意 すべき弁類は以下のものを標準とすること。
45	131	第 8 章 第 3 節 2. 2-2 4) 特記事 項 (4)	真空遮断器は引出型とし、原則として専用の昇降装置を設けるこ と。	真空遮断器は <u>固定型と</u> する。

No.	頁	項目名	旧（入札公告時）	新（平成 29 年 10 月 6 日修正）																																				
46	135	第 8 章 第 3 節 3. 3-2 4) 盤構成	・中央監視盤（第 3 章 第 4 節 参照）	・中央監視盤（「 <u>第 8 章</u> 第 4 節 <u>2. 中央監視盤</u> 」参照）																																				
47	145	第 8 章 第 4 節 9. 9-1 機器構成 5)	無停電電源装置（「第 3 節 4. 無停電電源装置」参照）	無停電電源装置（「 <u>第 8 章</u> 第 3 節 4. 無停電電源装置」参照）																																				
48	149	第 9 章 第 3 節 2. 2-2 工具	工具類は、処理棟各階に各階専用の工具・物品格納庫を設置し、 収納すること。	工具類は、 <u>処理棟に</u> 工具・物品格納庫を設置し、収納すること。																																				
49	－	要求水準書本文 その他		一部レイアウト等を変更しました。																																				
50	－	添付資料 13 し 渣及び脱水汚泥 含水率	<table><tr><th>施設名</th><th>名称</th><th>平成23年度</th><th>平成25年度</th><th>平成28年度</th><th>平均</th></tr><tr><td>前処理施設</td><td>し渣（％）</td><td>62.1</td><td>65.1</td><td>69.0</td><td>65.4</td></tr><tr><td>脱水施設</td><td>脱水汚泥（％）</td><td>68.5</td><td>68.1</td><td>71.0</td><td>69.2</td></tr></table>	施設名	名称	平成23年度	平成25年度	平成28年度	平均	前処理施設	し渣（％）	62.1	65.1	69.0	65.4	脱水施設	脱水汚泥（％）	68.5	68.1	71.0	69.2	<table><tr><th>施設名</th><th>名称</th><th>平成<u>22</u>年度</th><th>平成25年度</th><th>平成28年度</th><th>平均</th></tr><tr><td>前処理施設</td><td>し渣（％）</td><td>62.1</td><td>65.1</td><td>69.0</td><td>65.4</td></tr><tr><td>脱水施設</td><td>脱水汚泥（％）</td><td>68.5</td><td>68.1</td><td>71.0</td><td>69.2</td></tr></table>	施設名	名称	平成 <u>22</u> 年度	平成25年度	平成28年度	平均	前処理施設	し渣（％）	62.1	65.1	69.0	65.4	脱水施設	脱水汚泥（％）	68.5	68.1	71.0	69.2
施設名	名称	平成23年度	平成25年度	平成28年度	平均																																			
前処理施設	し渣（％）	62.1	65.1	69.0	65.4																																			
脱水施設	脱水汚泥（％）	68.5	68.1	71.0	69.2																																			
施設名	名称	平成 <u>22</u> 年度	平成25年度	平成28年度	平均																																			
前処理施設	し渣（％）	62.1	65.1	69.0	65.4																																			
脱水施設	脱水汚泥（％）	68.5	68.1	71.0	69.2																																			

○要求水準書【運転管理業務編】

No.	頁	項目名	旧（入札公告時）	新（平成 29 年 10 月 6 日修正）
1	5	第 2 章 第 2 節 5. 処理対象物の 性状（備考）	単独処理浄化槽汚泥、合併処理浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥とも、上記性状にて計画する。	単独処理浄化槽汚泥、合併処理浄化槽汚泥、農業集落排水 <u>処理</u> 汚泥とも、上記性状にて計画する。
2	9	第 2 章 第 5 節 関係法令等の遵守 5)	公共工事の品質確保の保証に関する法律	公共工事の品質確保の <u>促進</u> に関する法律
3	9	第 2 章 第 5 節 関係法令等の遵守 18)	福島県公害防止条例・同施行規則	福島県 <u>生活環境の保全等に関する</u> 条例・同施行規則
4	9	第 2 章 第 5 節 関係法令等の遵守 25)	土木学会コンクリート標準仕方書	土木学会コンクリート標準 <u>示</u> 方書
5	10	第 2 章 第 5 節 関係法令等の遵守 29)	建設工事資材再資源化法	建設工事 <u>に係る</u> 資材 <u>の</u> 再資源化 <u>等に関する法律</u>
6	10	第 2 章 第 5 節 関係法令等の遵守 35)	福島県土木工事設計要領	福島県土木 <u>設計マニュアル</u>
7	10	第 2 章 第 5 節 関係法令等の遵守 46)	電気設備技術基準	電気設備 <u>に関する</u> 技術基準 <u>を定める省令</u>

No.	頁	項目名	旧（入札公告時）	新（平成 29 年 10 月 6 日修正）
8	11	第 2 章 第 1 2 節 別途工事への協力	既設埋設配管撤去等による一部構内道路の一時通行止め、等を想定している。	既設埋設配管撤去等による一部構内道路の一時通行止め <u>（削除）</u> 等を想定している。
9	12	第 2 章 第 1 3 節 2. 1) 運転計画（1）	運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、本組合の承認を得なければならない。	運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、本組合の <u>承諾</u> を得なければならない。
10	12	第 2 章 第 1 3 節 2. 1) 運転計画（2）	運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、本組合の承認を得なければならない。	運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、本組合の <u>承諾</u> を得なければならない。
11	12	第 2 章 第 1 3 節 2. 1) 運転計画（3）	運営事業者は、運営対象施設の年間運転計画及び月間運転計画に従って運転管理業務を実施するものとする。	運営事業者は、 <u>本件</u> 施設の年間運転計画及び月間運転計画に従って運転管理業務を実施するものとする。
12	13	第 2 章 第 1 3 節 3. 業務計画書	業務実施計画書については、業務計画書に含むべき内容を参考に、本組合と運営事業者の協議により定めるものとする。	業務実施計画書に <u>記載する内容</u> については、業務計画書に含むべき内容を参考に、本組合と運営事業者の協議により定めるものとする。
13	14	第 2 章 第 1 3 節 4. 業務報告書	運営事業者は、本事業における各業務の遂行状況に関し、日報、月報、年報その他の報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、それぞれ所定の提出期限までに、本組合に提出するものとする。	運営事業者は、本事業における各業務の遂行状況に関し、日報、月報、 <u>年報</u> その他の報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、それぞれ所定の提出期限までに、本組合に提出するものとする。
14	15	第 3 章 第 1 節 業務実施体制	運営事業者は、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務関連業務の各業務において適切な業務実施体制を整備する。	運営事業者は、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務 <u>及びその他管理</u> 業務の各業務において適切な業務実施体制を整備する。

No.	頁	項目名	旧（入札公告時）				新（平成 29 年 10 月 6 日修正）																									
15	15	第 3 章 第 3 節 連絡体制	なお、体制を変更する場合は速やかに本組合に事前協議、報告する。				なお、体制を変更する場合は（削除）本組合と事前協議し、速やかに報告する。																									
16	17	第 4 章 第 1 節 6. 性状分析等	運営事業者は、本件施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認する。				運営事業者は、本件施設の運転が、関係法令、環境保全基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認する。																									
17	17	第 4 章 第 1 節 6. 性状分析等	本件施設の運転管理に当たり、表－1 に示す項目及び頻度以上の計測管理を実施し、記録、データ等を保存した上で組合に報告を行う。なお、処理工程別水質を除き、第三者機関による計量証明を要す。また、運転管理上必要な測定は、対象、項目、頻度等を運転管理業務実施計画書に示した上で、自主測定等により別途実施すること。				本件施設の運転管理に当たり、表－1 に示す項目及び頻度以上の計測管理を実施し、記録、データ等を保存したうえで組合に報告を行う。なお、処理工程別水質を除き、第三者機関による計量証明を要す。また、運転管理上必要な測定は、対象、項目、頻度等を運転管理業務実施計画書に示したうえで、自主測定等により別途実施すること。																									
18	18	第 4 章 第 1 節 6. 表-1 計測項目及び頻度	<table><tr><td rowspan="4">放流水</td><td>pH、水温、COD、NH₃-N、NO₂-N、NO₃-N</td><td>1 回／日</td><td rowspan="3">1 回／月</td></tr><tr><td>SS、T-N、T-P</td><td>1 回／週</td></tr><tr><td>BOD、塩化物イオン、大腸菌群数、PO₄-P、K-N、色度</td><td>1 回／月</td></tr><tr><td>ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）、ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類）、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガ、ン、クロム、カドミウム及びその化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム及びその化合物</td><td>－</td><td>1 回／年</td></tr></table>				放流水	pH、水温、COD、NH ₃ -N、NO ₂ -N、NO ₃ -N	1 回／日	1 回／月	SS、T-N、T-P	1 回／週	BOD、塩化物イオン、大腸菌群数、PO ₄ -P、K-N、色度	1 回／月	ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）、ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類）、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガ、ン、クロム、カドミウム及びその化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム及びその化合物	－	1 回／年	<table><tr><td rowspan="4">放流水</td><td>pH、水温、COD、NH₃-N、NO₂-N、NO₃-N</td><td>1 回／日</td><td rowspan="3">1 回／月</td></tr><tr><td>SS、T-N、T-P</td><td>1 回／週</td></tr><tr><td>BOD、塩化物イオン、大腸菌群数、PO₄-P、K-N、色度</td><td>1 回／月</td></tr><tr><td>ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）、ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類）、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガ、ン、クロム、カドミウム及びその化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム及びその化合物</td><td>－</td><td>1 回／年</td></tr></table>				放流水	pH、水温、COD、NH ₃ -N、NO ₂ -N、NO ₃ -N	1 回／日	1 回／月	SS、T-N、T-P	1 回／週	BOD、塩化物イオン、大腸菌群数、PO ₄ -P、K-N、色度	1 回／月	ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）、ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類）、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガ、ン、クロム、カドミウム及びその化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム及びその化合物	－	1 回／年
放流水	pH、水温、COD、NH ₃ -N、NO ₂ -N、NO ₃ -N	1 回／日	1 回／月																													
	SS、T-N、T-P	1 回／週																														
	BOD、塩化物イオン、大腸菌群数、PO ₄ -P、K-N、色度	1 回／月																														
	ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）、ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類）、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガ、ン、クロム、カドミウム及びその化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム及びその化合物	－	1 回／年																													
放流水	pH、水温、COD、NH ₃ -N、NO ₂ -N、NO ₃ -N	1 回／日	1 回／月																													
	SS、T-N、T-P	1 回／週																														
	BOD、塩化物イオン、大腸菌群数、PO ₄ -P、K-N、色度	1 回／月																														
	ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）、ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類）、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガ、ン、クロム、カドミウム及びその化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム及びその化合物	－	1 回／年																													

No.	頁	項目名	旧（入札公告時）			新（平成 29 年 10 月 6 日修正）			
				物、ヒ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素			物、ヒ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、 <u>1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、1・4-ジオキサン</u>		
19	19	第 4 章 第 1 節 10. 運転管理記録	運営事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、			運営事業者は、各設備機器の運転データ、電気、 <u>上</u> 水等の用役データを記録するとともに、			
20	19	第 4 章 第 1 節 11. 教育訓練	運営事業者は、本件施設に関して、施設の安定稼動及び適正な維持管理を行うに当たり必要な人材確保の維持及び能力向上（講習会の受講等）を図るため、			運営事業者は、本件施設に関して、施設の安定稼動及び適正な維持管理を行うに当たり必要な人材確保 <u>（削除）</u> 及び能力向上（講習会の受講等）を図るため、			

No.	頁	項目名	旧（入札公告時）	新（平成 29 年 10 月 6 日修正）
21	19	第 4 章 第 1 節 13. 災害発生時の協力	また、雷接近時、暴風時など電気事故のおそれがある際には、自立運転に切り替える等、事故の防止に努めなければならない。	<u>（削除）</u>
22	19	第 4 章 第 1 節 14. 水槽清掃	定期的に水槽清掃を行うこと。	<u>運営事業者は、清掃が必要な水槽について</u> 定期的に水槽清掃を行うこと。
23	21	第 4 章 第 2 節 2. 点検・整備	運営事業者は、本件施設の点検・検査及び整備を、本件施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・整備計画を策定する。	運営事業者は、本件施設の点検・検査及び整備を、本件施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施 <u>（削除）</u> できるように点検・整備計画を策定する。
24	21	第 4 章 第 2 節 2. 点検・整備	点検・整備に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本組合との協議による年数保管する。 点検・整備結果報告書を作成し本組合に提出する。	<u>（削除）</u> <u>運営事業者は、点検・整備の終了後、遅滞なく、点検・整備結果報告書を作成し、本組合に提出する。</u> <u>点検・整備に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本組合との協議による年数保管する。</u>
25	22	第 4 章 第 2 節 6. 機能検査、精密機能検査の実施 1)	運営事業者は、自らの費用負担により、運営対象施設の機能検査を毎年 1 回、第三者機関による精密機能検査を 3 年に 1 回以上実施する。	運営事業者は、自らの費用負担により、 <u>本件</u> 施設の機能検査を毎年 1 回、第三者機関による精密機能検査を 3 年に 1 回以上実施する。
26	22	第 4 章 第 2 節 6. 機能検査、精密機能検査の実施 4)	機能検査及び精密機能検査の結果を踏まえ、運営対象施設の基本性能を確保・維持するために必要となる点検・検査計画及び補修計画の見直しを行う。	機能検査及び精密機能検査の結果を踏まえ、 <u>本件</u> 施設の基本性能を確保・維持するために必要となる点検・ <u>整備</u> 計画及び補修・ <u>更新</u> 計画の見直しを行う。

No.	頁	項目名	旧（入札公告時）	新（平成 29 年 10 月 6 日修正）
27	22	第 4 章 第 2 節 7. 長寿命化総合 計画の作成 1)	運営事業者は、ストックマネジメントの観点から、「廃棄物処理 施設長寿命化総合計画作成の手引き（汚泥再生処理センター編）」	運営事業者は、ストックマネジメントの観点から、「廃棄物処理 施設長寿命化総合計画作成の手引き（ <u>し尿処理施設・汚泥再生処 理センター編</u> ）」
28	22	第 4 章 第 2 節 7. 長寿命化総合 計画の作成 2)	運営事業者は、3 年に 1 度、長寿命化計画を自らの負担により更 新し、	運営事業者は、3 年に 1 度、長寿命化 <u>総合</u> 計画を自らの負担によ り更新し、
29	22	第 4 章 第 2 節 7. 長寿命化総合 計画の作成 3)	長寿命化計画の作成期限、記載事項等の詳細は、本組合及び運営 事業者の協議により決定する。	長寿命化 <u>総合</u> 計画の作成期限、記載事項等の詳細は、本組合及び 運営事業者の協議により決定する。
30	22	第 4 章 第 2 節 7. 長寿命化総合 計画の作成 4)	運営事業者は、作成した長寿命化総合計画に基づき本件施設の性 能を維持するために必要な点検・検査、補修・更新を実施する。	運営事業者は、作成した長寿命化総合計画に基づき本件施設の性 能を維持するために必要な点検・ <u>整備及び</u> 補修・更新を実施する。
31	23	第 4 章 第 2 節 8. 明渡し基準	なお、ここで「継続して使用する」とあるのは、運転管理期間終 了後の運転を担当する事業者（又は本組合）が、適切な点検、補 修などを行いながら使用することをいい、適切な点検、補修で使 用できる状態とは、	なお、ここで「継続して使用する」とあるのは、運転管理期間終 了後の運転を担当する事業者（又は本組合）が、適切な点検、補 修 <u>等</u> を行いながら使用することをいい、 <u>「適切な点検、補修等</u> <u>を行いながら使用する」</u> とは、
32	24	第 4 章 第 4 節 情報管理業務	運営事業者は、本業務で得た情報を適切に管理し、実施計画書に 従い本組合に報告しなければならない。	運営事業者は、本業務で得た情報を適切に管理し、 <u>業務</u> 実施計画 書に従い本組合に報告しなければならない。
33	25	第 4 章 第 5 節 2. 防火管理	運営事業者は消防法等関係法令に基づき、	運営事業者は、 <u>消防法</u> <u>その他の</u> 関係法令に基づき、

No.	頁	項目名	旧（入札公告時）	新（平成 29 年 10 月 6 日修正）																								
34	26	第 4 章 第 5 節 7. 2) 緊急対応 マニュアルの作成	運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、本組合の承認を得るものとする。	運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、本組合の承諾を得るものとする。																								
35	27	第 4 章 第 5 節 7. 3) 自主防災 組織の整備	なお、緊急時に配置予定職員の人数を考慮した上で職員が 3 日間施設内で待機可能な防災用品を準備すること。	なお、緊急時に配置予定職員の人数を考慮したうえで、職員が 3 日間施設内で待機可能な防災用品を準備すること。																								
36	—	要求水準書本文 その他		一部レイアウト等を変更しました。																								
37	—	添付資料 1 業務及び経費分担表	<table><tr><td rowspan="11">運転管理</td><td>受付計量</td></tr><tr><td>施設運転</td></tr><tr><td>日常点検</td></tr><tr><td>性状分析</td></tr><tr><td>沈砂の積込・運搬・処分</td></tr><tr><td>運搬後沈砂の処分</td></tr><tr><td>し渣の積込・運搬・処分</td></tr><tr><td>運搬後し渣の処分</td></tr><tr><td>助燃剤の積込・運搬・処分</td></tr><tr><td>運搬後助燃剤の処分</td></tr><tr><td>水槽清掃 （清掃汚泥の積込・運搬・処分含む）</td></tr></table>	運転管理	受付計量	施設運転	日常点検	性状分析	沈砂の積込・運搬・処分	運搬後沈砂の処分	し渣の積込・運搬・処分	運搬後し渣の処分	助燃剤の積込・運搬・処分	運搬後助燃剤の処分	水槽清掃 （清掃汚泥の積込・運搬・処分含む）	<table><tr><td rowspan="11">運転管理</td><td>受付計量</td></tr><tr><td>施設運転</td></tr><tr><td>日常点検</td></tr><tr><td>性状分析</td></tr><tr><td>沈砂の積込・運搬（削除）</td></tr><tr><td>運搬後沈砂の処分</td></tr><tr><td>し渣の積込・運搬（削除）</td></tr><tr><td>運搬後し渣の処分</td></tr><tr><td>助燃剤の積込・運搬（削除）</td></tr><tr><td>運搬後助燃剤の処分</td></tr><tr><td>水槽清掃 （清掃汚泥の積込・運搬・処分含む）</td></tr></table>	運転管理	受付計量	施設運転	日常点検	性状分析	沈砂の積込・運搬（削除）	運搬後沈砂の処分	し渣の積込・運搬（削除）	運搬後し渣の処分	助燃剤の積込・運搬（削除）	運搬後助燃剤の処分	水槽清掃 （清掃汚泥の積込・運搬・処分含む）
運転管理	受付計量																											
	施設運転																											
	日常点検																											
	性状分析																											
	沈砂の積込・運搬・処分																											
	運搬後沈砂の処分																											
	し渣の積込・運搬・処分																											
	運搬後し渣の処分																											
	助燃剤の積込・運搬・処分																											
	運搬後助燃剤の処分																											
	水槽清掃 （清掃汚泥の積込・運搬・処分含む）																											
運転管理	受付計量																											
	施設運転																											
	日常点検																											
	性状分析																											
	沈砂の積込・運搬（削除）																											
	運搬後沈砂の処分																											
	し渣の積込・運搬（削除）																											
	運搬後し渣の処分																											
	助燃剤の積込・運搬（削除）																											
	運搬後助燃剤の処分																											
	水槽清掃 （清掃汚泥の積込・運搬・処分含む）																											